

平成24年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成24年3月26日（月）午後1時30分

議会棟第一委員会室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	茅	野	理
3番	根	本	勇	4番	田	口	重幸
5番	森		正昭	6番	印	南	宏
7番	三	須	清一	8番	甲	斐	俊光
9番	斉	藤	隆	10番	染	谷	智一郎
11番	新	堀	政夫	12番	阿	曾	敏夫
13番	渡	辺	陽一郎	14番	渡	邊	光雄
15番	増	田	忠夫	17番	須	藤	喜一郎
18番	小	池	良雄	19番	高	田	勝禧

4. 欠 席 委 員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海	老	原	美	宣
次 長	飯	塚			豊
次長補佐	大	野	祐	信	
農地係長	花	嶋	孝	雄	

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法の許可を要しない土地の証明願について

報告事項

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

報告第 5 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条
4 項の規定による承認の取消について

報告第 6 号 役員会での調整内容について

議長 それでは、開会いたします。ただいまから平成24年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

2番 茅野 理委員

3番 根本 勇委員

よろしく申し上げます。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をごらんいただきたいと思います。

本日も審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から第4号の「農用地利用集積計画（案）の決定について」までの4議案についてご審議いただきたいと思います。

報告事項といたしましては、報告第1号の「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」から報告第6号「役員会での調整内容について」までの6項目についてご報告させていただきます。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

今回より議案ごと審議・採決を行いますので、委員皆さん方にはよろしくご了承ください。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、第2部会の渡辺部会長から部会での審議結果について報告をお願いします。

渡辺部会長（第2部会） こんにちは。お疲れさまです。着座にて説明させていただきます。

それでは、去る3月23日、第2部会で審議した内容を説明いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」報告いたします。

議案書は1ページ、議案資料は1ページから4ページになります。

申請地は、上沼田地先、我孫子高等学校野球場から東へ約200mほどのところに位置している田1筆、申請面積は834㎡でございます。

申請理由でございますが、上沼田84番地先の農地は2筆に分筆されており、2月の総会において道路に面していない部分の許可をいただき、今回は道路に面している部分の申請になります。

売買価格は審議資料1ページのとおり、平米単価は約500円でございます。

譲受人の営農状況ですが、耕作面積は1万6,376㎡、所帯構成ですが、5人家族の5人従事者で、申請地を含め、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、下限面積を含め、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第2部会では全員一致をもって許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、渡辺部会長より部会での審議結果について報告をお願いします。

渡辺部会長（第2部会） 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」報告いたします。

議案書は2ページ、議案資料は5ページから8ページになります。

申請地は中里字南原地先、若草テニスコートより北へ約150mほどのところに位置している畑1筆、申請面積は215㎡でございます。

農地区分は、市街地と隣接する区域で、住宅が隣まで来ている畑であることから、第2種農地と判断いたします。

申請理由でございますが、現在、自宅地に農機具等を保管しております。その農機具の搬入、搬出に当たり、通路として転用するものです。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第2部会では全員一致をもって許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

議長 議案に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手を願います。ございませんか。

(なし)

それでは、意見がないものと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第2号は、千葉県農業会議へ諮問いたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」、第2部会の渡辺部会長、部会での審議結果について報告をお願いします。

渡辺部会長（第2部会） 議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」報告いたします。

議案書は3ページ、議案資料は9ページから12ページになります。

申請地は柴崎宇山王作地先、柴崎神社より南側へ100mほどのところに位置している畑1筆、申請面積は330㎡でございます。

申請地は、議案資料11ページの空中写真と12ページの撮影記録を見てわかるように、農地を宅地として利用され、20年以上も経過しているものです。

なお、申請者が弁護士になっておりますが、裁判所より発行された選任書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第2部会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 議案に対する質疑に入ります。

質問、ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第3号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

議案について、第2部会の渡辺部会長より部会での審議結果について報告をお願いします。

渡辺部会長（第2部会） 議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。

議案書は4ページから7ページ、議案資料は13ページから19ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求められています。

申請の権利内容は、新規設定が3件、再設定が8件、申請地は上沼田地先の田ほか16筆、申請面積は34,310㎡でございます。

賃借料は、整理番号1から3、7から11が10a当たりコシヒカリ1等米90kgです。整理番号4と5が10a当たり2万1,500円で、整理番号6が10a当たり1万円です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よって、第2部会では全員一致をもって決定相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 議案第4号、議案に対する質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手を願います。

議長 質問のある方、ございませんか。

（なし）

それでは、意見がないものと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することにいたしました。

以上で審議案件については、終了いたしました。

渡辺部会長は自席にお戻りください。

（渡辺部会長 自席に戻る）

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号から5号までについてご報告させていただきます。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書8ページの1件になります。

転用目的は、宅地造成の届出になります。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書9ページから11ページの6件、転用目的は、一般個人住宅が4件、共同住宅が1件、駐車場が1件の届出になります。

以上、転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第7条の規定に基づき、書類を受理いたしましたので、報告するものです。

続きまして、報告第3号及び第4号の「農地法第4条及び5条の規定による許可について」、議案書12ページと13ページの4件です。

こちらは、平成24年3月15日付で許可書を発行しましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

続きまして、報告第5号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定による承認の取り消しについて」は、議案書14ページです。

こちらは、我孫子市と農地所有者との賃貸借契約が平成24年3月31日をもって満了になり、新たな契約を結ばないこと、さらに、日秀新田市民農園が開園することにより、浅間前新田市民農園を閉園するため市長より通知がありましたので報告させていただきます。

なお、当該農地は同年4月1日から農地所有者自身が民営農園を開園する予定です。

以上でございます。

議長 続きまして、報告第6号「役員会での調整内容について」は私からご報告申し上げます。

議案書は15ページになります。

1番目の「議案書及び議案資料の取扱いについて」は、個人情報保護に関し必要な措置を講じなければならない観点から、4月の総会終了後から、議案書及び議案資料については回収し、外部流出を防止したいと思います。

2番目、「総会の運営方法について」の①、「部会名の名称について」は、当我孫子市は部会という名称を置くことができませんので、名称を変更したいと思います。

なお、変更案については、検討中でございます。

以上、2月24日第5回の役員会での審議結果を報告いたしました。

以上、事務局から報告第1号から第5号までについてと、私から第6号について報告をさせていただきます。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら、挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただいま議長から報告第6号という形でいろいろ議案書の回収と、それから、部会の名称や何かにつけて説明がありましたが、我孫子市農業委員会役員会などの運営に関する要領という形で5条の中に、(3)に農業委員会各部会の部会長及び副部会長とか、この農業委員会の役員会の運営に関する要領というものが平成何年ですか、附則の中に、この要領は総会の議決のあった(平成13年9月21日から)から施行すると、また、その次の附則には、平成15年6月25日からということで、今まで部会制度という形は、確かに法律にはないにしても、こういう形で平成13年、平成15年から成文されて、今まで運営されていたものが、何かまずいことがあるんですか。この部会という名前について、確かに法律的には部会という名称は我孫子の場合、定数という、部会制度をつくる定数じゃないにしても、我孫子市農業委員会役員会などの運営に関する要領という形で、過去2回の附則にも明記されておりますが、これをあえてここで調整するという理由は何ですか。

議長 私のほうからちょっと一言。

昭和32年、このときはたしか選挙委員20名、それから、平成16年になって、21名に、部会という名前をつけてもよいと、そのようなお達しがありまして、その間、我孫子市はそういう点については見直しがなされていなかった。この議案書にも出ており、他市の状況、これには東葛8市ではそういう名前をつけてある農業委員会はございません。私ども、そういう席に出席し、会長さんあるいは局長さんともいろいろ会話の中で、そういう名称というか、そういうのは見当たりませんので、私のほうと、我孫子市もそれにならなくてやったほうがいいんじゃないかと、こういう規則にもうたっているとおりね、それでこういう提案をしたわけなんです。

阿曾敏夫委員 別に県のほうから指導されたとかってということじゃないですね。この……

議長 指導以前にもこういう文言が、規則、農業委員会法に載っておりますので、あえてそれを問題にはしておりません。

阿曾敏夫委員 いや、私はね、たまたまこの変更案については、名称や何かについては、事務局にて検討中でございますというように書いてありますからね、とにかく昭和34年4月29日に合併してからずっとこういう形で、部会で物事をやってきたものが、たまたまここで不都合があつて、どちらかという、文章にはなっていない不成文の法律というか、

慣習法として今まで問題なくやってきものがね、ここでにわかには事務局にて検討中ということですが、決して、この、せつかく今までやってきた我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領で、平成13年と平成何年ですか、こういうような形で附則にも載っているとおり、このとおりで運営して何ら問題ない慣習法、法律にも慣習法ってありますよね、成文法じゃなくて。今までこれで十分用足りていたものが、たまたま、ここでにわかには事務局で検討中というようなことで文言がありますので、何か非合法的なことがあるのかなと思って質問したような次第ですが。

議長 阿曾さんの意見に対し、そのほか意見のある方、ございますか。ありませんか。
ワタナベ委員。

渡辺陽一郎委員 私、2期目の新参者ですので、古い歴史に関してはわかりませんから、部会が班ですとか小委員会ですとか、ほかの名称に変わっても別にやっている内容が変わらないのであれば、名称は余り気にはしていないんですけども、農業委員会の上のほうの規則で部会の設置の名称がないのであれば、変えて、いつかは変えなきゃならないんですけど、問題が起きる前に変えておくほうがいいかなという気はするんですけども、いかがですか。

議長 そのほか意見のある方、ございませんか。

事務局、農業委員会法の部会のくだり、ちょっと読みあげてくれませんか。農業委員会法、法律。

発言あり こういう問題があるからどのようにしたらどうかという質疑もしないで、いきなりこういう問題が……

事務局 ただいま会長から……

発言あり 協議事項、本来なら、報告だつていうから、困ったもんだなという……

事務局 条文をとということですけども、ちょっと手元にないもので申しわけございません。一応、ここにもちょっと書いてあるんですけども、選挙委員が21人を超えた場合ということが書いてあるんですよ。農地部会を設置することができる。千葉市がまさに、こういう審議するところが農地部会なんですよね。それで、総会、年間2回か3回しかやらない。というのは千葉市のパターンなんですよね。多い市は農業委員の方が多い、区域

の広いところはそういうふうなやり方です。我孫子の場合は13名が選任委員ですから、別な名称をとという形になろうかと思えます。

それで、この方法、まだまだ調整しなきゃならないというのが役員会の意見でした。会長からさっきちょっとあったと思うんですけども、当然、最後は皆さんで審議していただくようなたたき台をお出しするということをごぞいます。また役員会にその案の案をご審議いただいて、役員からまた総会に上げていただくようなことになると思えます。

ここで部会はやめようというか、こういう理由で、農地部会というのは設置できませんということをご報告させていただきました。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 今事務局からの説明で、この報告第6号によると、部会名の名称変更について、変更案については事務局にて検討中のごぞいますというようなことで、報告案件で出てきておりましたので、それだったら、何で平成13年のときにもこういうことで成文化してやられたわけですね。平成15年にも成文化して、附則でこういうふうになっているものが、やみくもにぼんと出される前に、役員会でこういうことを審議して変更したいというような発言があるんらいけれども、さっき言ったように、議案の資料の回収といっても、回収にしても、文章の中には、千葉県民だって情報公開条例というものもありますよね。また、我孫子市にも文書管理規程というものもあるし、いろいろそういう法規に照らし合わせて議案の、この個人の情報といっても、個人情報取り扱いに当たってはということ、個人情報と法人情報はどういう違いがあるのかとか、いろいろ細かいことがありますけれども、もっと、だから事務局で、会長の、議長のほうからこういう話が出る前に、こういうことであれするんだというような話が、予告があればあれだけれども、ぼんとうこういうふうに、事務局にて検討中のごぞいますというような文言がありますから。

確かに、合法的には、部会というものは、定数からいって我孫子市には該当しないことはわかっていますよ。だけれども、過去年か、直近では平成13年と平成15年、こういう成文化された、ありますよね、事務局持っているんでしょう、これ。これを改めるということは、これだって総会かけてちゃんと承認されているものだから、いとも簡単に、それこそやったじゃ、当時この13年のときは増田さんが会長だと思ったよな。その次のときも増田さんかな、これで。それで総会で議決して、こういう要綱ができていますよね。だから、ぼんと出すじゃなくて、もっと、調整が必要だということはわかりますけれども、当時、13年と15年の成文化した要領という形で成文化されていますから、決して、だから部会の名前についても、部会というのは法律的に我孫子の部会は必要じゃない、名称が法的に合っていないということはわかりますけれども、業務内容は各部会の任務とか、ちゃ

んとかいうふうに農業委員会には次の部会を設置すると、第1部会、第2部会、第3部会とかいろいろ成文化されていますから、この辺から、やっぱり同じ内容で、これこれこういうふうにするんだという形ならいいけれども、総会に報告案件として出されたのに対して私ちょっと疑問に思ったから質問したような次第ですから。

議長 暫時休憩に入ります。

(暫時休憩)

それでは、再開します。

そのほかの事務局からの報告に対しては、ご意見ございませんか。なければ……
ワタナベ委員。

渡辺陽一郎委員 14ページの浅間前市民農園の閉園後に関する事はわかっているでしょうか。どういうふうにするか。閉園した後、その農地がそのままほうり出されちゃ困っちゃう。

事務局 さっきの口述書でもあったんですけども、個人の市民農園として開園します。

渡辺陽一郎委員 個人の市民農園として開園する、わかりました。

議長 いいですか。

それでは、本日の議案の審議、報告事項は終了いたしました。

以上で第3回総会を閉会いたします。

以上の会議録は我孫子市農業委員会会議規則第26条の規定により議長が調製したものであるが、会議の次第に相違がないので同条第2項の規定により署名する。

議長

署名人

署名人